

不定期刊行物

翔 べ、優 駿

(第44号) 平成25年8月12日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町8-12

TEL: (0856)22-2073 FAX: (0856)24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/>

E-mail : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

残暑お見舞い申し上げます。

このところ毎年同じことを書いているような気がしますが、今年も昨年同様、記録的な猛暑が続いておりますが、皆様、如何お過ごしでしょうか。一昨日、昨日と甲府市と四万十市では最高気温が40℃を超えたとのことですが、私は20代前半に甲府市に住んでいたことがあります。その当時も夏は暑く、冬は寒いという、踏んだり蹴ったりの気候でしたが、今はもっとひどい気候になったかと、益田に帰って良かったと思っています。

現在、世界陸上と共に、甲子園の真っ盛りですが、我が家の二男駿も高校球児として、島根県予選のベンチで応援をしました。しかし、応援が足らなかったのか、初戦で敗退してしまいました。今は、来年の最後の夏に向け、連日、酷暑の中、練習に汗を流しています。

熱帯夜が続く毎日ですが、寝不足やクーラー病に負けぬよう、皆様のご自愛ご健勝をお祈り申し上げます。

「年齢計算ニ関スル法律」について

閏年の2月29日生まれの人は別として、人は毎年誕生日を迎え、1歳ずつ年をとります。では、2月29日生まれの人は4年に一度の誕生日に4歳ずつ年をとるかという、そうではなく普通の人と同じく毎年1歳ずつ年をとります。これは明治35年12月22日に施行された「年齢計算ニ関スル法律」のお陰です。この法律はまず「年齢ハ出生ノ日ヨリ之を之ヲ起算ス」として、年齢計算については生まれた日を1日として計算すると決めています。一般的な期間の計算方法を定める民法第140条は、「初日は参入しない」と定めており、1日未満の時間をおまけにしてくれていますが、年齢については逆に例え1秒でも1日と計算しています。そのため人が年をとるのは誕生日の前日午後12時となり、2月29日生まれの人も毎年2月28日の午後12時に1歳ずつ年をとることができる訳です。ただし、誕生日は4年に1回しかありませんので、2月29日生まれの人を恋人や配偶者に持った人は、4年に1回しかプレゼントをする必要がなく、プレゼントする側から見るとお得です。ただし、1回に4年分の値段のプレゼントを要求される可能性があります。

なお年齢の計算方法は、現在では満年齢が使われていますが、昔の日本では生まれた時点で1歳とし、以後1月1日毎に1歳ずつ年をとる数え年という年齢の計算方法が使われていました。しかし昭和25年1月1日より政府は、この日本古来の風習にまで介入し、「年齢のとなえ方に関する法律」というのを施行させてしまいました。これによれば、「国民は、年齢を数え年によって言い表す従来のならわしを改めて」満年齢「によってこれを言い表すのを常とするように心がけなければならない。」となっており、また「国又は地方公共団体の機関」は、満年齢「によってこれを言い表さなければならない。」としております。国や地方公共団体に満年齢を強制するのは兎も角として、一般国民にまで努力義務を課すのは、個人の自由を憲法で保障している国家としては行き過ぎではないかとも思われます。

夏期休業のお知らせ

当事務所では、下記のとおり、夏期休業を実施いたします。なお、休業中も事務所の電話は私の携帯電話へ転送されていますので、お急ぎの方に限り、事務所（２２－２０７３）までお電話下さい。ただし、連絡がとれるという保証はありません。

夏期休業 ８月１３日（火）～８月１８日（日）